　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年11月30日

指定居宅介護支援事業所　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松阪市健康福祉部介護保険課

**訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知**）

平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要になりました。

**1　厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護**

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 基準回数 | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

　※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

**２　届出の時期及び期限**

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更※）をした居宅サービス　計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出てください。

　　　　　　　<例>10月に作成したもの　→　11月末日までに届出が必要

　　　　　　　※作成又は変更の内容については別紙「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書」を確認してください。

**３　提出書類**

（1）「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書」

　　　　　　　(2) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

　　　　　　　　　※居宅介護サービス計画書「第1表」は利用者へ交付し、署名があるもの

　　　　　　　　　※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由を位置付けたページのみの提出で可

　　　　　　　　　※用紙サイズはA4サイズに統一して下さい。

　　　　　　　（3）訪問介護計画書の写し

　　　　　　　　　※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

**４　提出方法**

　提出先：健康福祉部介護保険課（〒515-8515　松阪市殿町1340番地1）53-4058

提出方法：郵送または、持参

**５　その他**

　・届出内容について、問い合わせることがあります。

　　　　　　　 ・ケアプラン検討会議に出席していただきます。

・給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。